

西宮市長 石井登志郎様

2019年11月28日

西宮市保健所長 廣田 理様

西宮市教育委員会教育長 重松司郎様

ストップ・ザ・アスベスト西宮代表 上田進久

兵庫県保険医協会 環境・公害対策部長 森岡芳雄

要 望 書

旧夙川短大の解体工事において「解体時相当量のアスベストが存在し、一定量が飛散した」ことが、2019年4月16日の神戸地裁判決において事実認定されました。この件に関しては、解体初期から西宮市にアスベスト疑惑を訴えて調査を求めています。その一環として貴保健所にも相談しましたが「保健所としては飛散したことへの対応を任務としている」との回答でした。この事件は、住民の提起した裁判によって多くの真実が明らかとなりました。建物全棟の設計図書が開示されて、レベル1, 2が約20ヶ所（その内2ヶ所のみ飛散防止対策あり）、レベル3は130余ヶ所のアスベストが使用されており、そのほとんどが飛散防止策のないまま解体撤去されました。これは、社会通念から考えても現在ではあり得ない規模の違法行為であり、飛散事故であり、健康被害の発生を想起せずにはおられません。裁判において示された健康被害の評価については、原告らは健康被害を立証できなかったことを意味しているに過ぎません。最初からアスベスト疑惑を訴えて西宮市に調査を求めています、「検査したがアスベストはない」と説明を繰り返す間に建物が撤去され、その結果証拠が無くなった事が理由です。裁判により明らかとなった資料を参考にして、医学的・科学的に健康リスクを検証することを求めます。現場から半径1km以内には学校が10校もあり、現場に隣接して長い通学路を多くの子供たちが利用していました。西宮市が責任を持って検証した結果を公表し、住民や当時通学していた子供達などのリスクを負った人たちへの注意喚起や事後対応策を示すべきであると考えます。

以下、要望事項

- 1) 西宮市が責任を持って、アスベストが飛散した事実を、場所や期間など具体的に公表すること
 - 2) 西宮市が責任を持って、アスベスト曝露による健康リスクを検証し、リスクを負った人たちへの対策について説明すること
 - 3) この過程における会議などの議事録を公文書として保存すること
- 以上

アスベストによる健康被害は長い潜伏期の後に発症します。将来を見据えて検討するなど、現時点での対応が最も重要です。この事件において、アスベスト曝露による被害者が発生し、被害が拡大するようなことがあってはなりません。またこれに関する公文書は将来、飛散の事後対応を検証するための記録として重要です。